



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 形質変更時要届出区域の指定（環境保全課）…………… 1
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 2

公 告

- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課）…………… 2

告 示

沖縄県告示第373号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和 6 年10月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する形質変更時要届出区域 糸満市字真栄里辻原870番の一部
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

沖縄県告示第374号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認める。

令和 6 年10月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
宮古島第4加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	宮古島市平良字久貝1013番地県営久貝団地3－302号 上松智行 宮古島市平良字松原294番地 松原森久
知念第8加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	南城市玉城字志堅原686番地1 ビューテラス陽光203号 中村光之一 南城市玉城字奥武67番地 中本裕之

沖縄県告示第375号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、嘉手納加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和 6 年10月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第376号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和 6 年10月22日から同年11月 5 日まで糸満漁業協同組合事務所に於いて縦覧に供する。

令和 6 年10月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 糸満市字阿波根391番地の 1 グリーンヒル花城406号 伊敷琢巳、糸満市字潮平791番地県営潮平高層住宅403号 久高将伸
- 2 加入区 糸満加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称 糸満漁業協同組合

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定により、中部広域都市計画道路の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和 6 年10月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和 6 年11月18日 午後 7 時開始
- 2 場所 沖縄県中部合同庁舎 4 階共用会議室 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 沖縄市美原一丁目 6 番34号
- 3 都市計画の変更の案の概要 中部広域都市計画道路の 3 ・ 2 ・ 6 号胡屋泡瀬線を変更する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の 1 週間前（令和 6 年11月11日午後 5 時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は沖縄市建設部都市整備室
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁地下 1 階
--	--